

令和3年第2回（2021年第2回）
八街市農業委員会総会

令和3年2月4日
八街市農業委員会

令和3年第2回（2021年第2回）農業委員会総会

令和3年2月4日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 8. 山本和秀 | 14. 鶴澤良一 |
| 4. 保谷研一 | 9. 小山哲章 | 16. 中村宏之 |
| 5. 浅羽宏明 | 10. 京増恒雄 | 18. 石井一男 |
| 6. 師岡重良 | 11. 小川正夫 | |
| 7. 望月浩樹 | 13. 板倉 功 | |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、地区担当委員のみ出席

2. 欠席者 なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	齋藤康博
主 査	太田謙一	主 査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

○梅澤事務局長

開会を宣す。（午後3時00分）

○岩品会長

令和3年第2回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日も先月同様に、農業委員の方と、案件をお持ちの推進委員の方で総会を進めていくことになりました。

コロナ禍になり、ちょうど1年あまりが過ぎ、その間、自粛、自粛で、さすがにこここのところ、自粛疲れが出てきたように思います。今の楽しみといえば、グルメ番組の美味しいものをリモートで食べたつもり、または美味しいものをテイクアウトで食べる、そのぐらいが楽しみとなりました。

こここのところ、報道などではワクチンの話題が度々報道されていますが、八街市におかれましてもワクチン接種のプロジェクトチームが立ち上げられたと、局長の一報より報告を受けています。ワクチンが成果を上げて、一日も早くコロナ禍が終息し、総会后、皆さんと懇親会ができることを切に思うところでございます。各委員の皆様方には、どのようにお過ごしですかと思っ、ちょっと気になるところでございます。

それでは、今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体20件、その他議案3件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員です、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は13名です。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。梅澤局長、お願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

1月12日火曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

1月20日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

1月29日金曜日、午後1時半より、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

なお、先ほど会長の方からお話がありましたが、ワクチン接種プロジェクトチームにつきましては、8人で構成するプロジェクトチームが2月1日から発足いたしましたので、併せてお知らせの方をいたします。なお、コロナの方でいろいろ大変な状況でございます。私といたしましても、対策本部の中に入っておりますので、特に重要な情報がありましたら、皆さんの方にお伝えしてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号5番、古市正繁委員、6番、円城寺伸夫委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、特定遺贈、所在、榎戸字六ッ塚台、地目、畑、面積7,969平方メートル。権利者事由、現在、耕作している土地を、特定遺贈により所有権移転をしたい。義務者事由、特定遺贈による、こちらは単独申請となります。

特定遺贈につきましては、大まかに言いますと、自己の財産を法定相続人以外に譲る場合に行う財産分与でございます。今回は生前、被相続人が公証人役場にて権利者へ譲る手続を行っております。また、申請地については以前より権利者が耕作を行っているとのことです。

続きまして、番号2、区分、売買、所在、富山字富山、地目、畑、面積5,157平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号3、区分、売買、所在、小谷流字下田、地目、田、面積1,440平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,947平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号4、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積198平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積297.18平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号5、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積422平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,893平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号6、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積23平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号7、区分、売買、所在、砂字下新堤、地目、田、面積733平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号8、区分、賃貸借、所在、砂字下新堤、地目、田、面積733平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

議案第1号4番から8番については、権利者が同一であること、そのうち議案第1号5番から8番につきましては、作付を牧草で計画しており、軽微な農地改良事業も予定していることから、議案第4号にも関連しております。

また、議案第1号、番号7、8につきましては、同地番で持ち分に伴う売買、賃貸借の権利設定となっております。また、3分の1の権利を持っている者については、既に死亡しており、相続人不存在であります。問題はありませぬ。不存在の件につきましては、今後、権利者が弁護士と相談するとのことでした。

続きまして、番号9、区分、使用貸借、所在、八街字中土手及び五方杭、滝台字丹尾台、山田台字山田台及び宮ノ原、地目、畑、面積661平方メートルほか37筆、計38筆の合計面積2万6,743平方メートル。権利者事由、法人として農業経営を行い、有能な人材を確保し農業経営の効率化、規模拡大を図りたい。義務者事由、自身が代表取締役を務める農地所有適格法人に貸し付けたい。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告を行います。議案第1号4番から8番は議案第4号に関連していますので、後ほど議案第4号で担当の石井委員に調査報告をお願いします。

それでは最初に、議案第1号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

では、私の方から議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

本件につきましては、現在耕作しております農地について、兄より、特定遺贈により所有権移転を行うための申請であります。

この申請地については、位置は市役所より北西方向に約2.1キロメートルに位置しておりまして、現在は畑作地で耕作されております。進入路につきましては、八街市道が確保されております。

権利者の所有している農機具については、トラクター1台、耕運機3台、軽トラック1台です。労働力につきましては、権利者、妻並びに二男で、年間農作業従事日数は権利者、妻、二男、それぞれ200日です。また、技術力につきましてはありまして、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。

その他、参考となる事項につきましては、営農計画につきましては特に人参とか里芋を予定しているようです。通作距離については、自宅のすぐ隣地であります。

以上、内容、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事しておりまして、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められまして、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われまゝ。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

それでは次に、議案第1号2番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告します。

当該申請は農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地について、位置は市役所より北西方向に約2.3キロメートル、現況は畑と雑木林になります。進入路は、義務者所有地の通行の了承を得て確保されております。

次に、農地法第3条2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者の所有している主な農機具は、動噴1台、農業用自動車1台、草刈り機1台、刈り払い機2台です。トラクターはリースを利用することとなっております。労働力は権利者、長男及び長男の妻、計3名で、年間農作業従事日数は権利者が150日、長男60日、長男の妻が60日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。

その他、参考となる事項として、営農計画は落花生、人参を予定しており、通作距離は自宅から約8キロメートル、車で約15分であります。

事務局より、富里市農業委員会に権利者について確認したところ、特に問題がない営農者であると回答を得たとのことでした。

以上の内容を踏まえ、権利者及び世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番について、中村宏之委員、調査報告をお願いします。

○中村宏之委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

当該申請は農業経営の規模を拡大するための申請です。

申請地について、位置は八街駅から南西方向に約6キロメートルにあり、境界は土地改良済みの水田で、畦畔で区分されております。現況は水田として利用され、稲の収穫後に耕運され、きれいな状態となっております。進入路については、市道に面しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告いたします。

権利者が所有する主な農機具は、軽トラック1台、耕運機2台が確保済みとなっております。労働力は権利者1名で、年間農作業従事日数は150日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。

その他、参考となる事項として、営農計画は稲作を予定しており、通作距離は自宅から約1キロメートル、車で約5分です。

以上の内容を踏まえ、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請

地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、次の議案に関係して

います板倉委員、退席をお願いします。

○岩品会長

次に、議案第1号9番については複数の地区にまたがりますので、調査報告の順番は、最初に望月委員、次に保谷委員、次に小川委員、最後に板倉委員に代わり古市委員、調査報告をお願いします。最初に望月委員、お願いします。

○望月委員

議案第1号9番、農地法第3条申請に係る、私の担当する地区について、調査結果を報告します。

申請地について、位置は八街市役所から西へ約3キロメートル、境界は杭とフェンスで決まっています。現況は営農型太陽光発電設備用地でヒサカキが作付られています。進入路は八街市道から確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員

の要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たして

おります。次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、耕運機3台、トラック2台、運搬車1台等です。労働力は役員が2名で、年間農作業従事日数は2名が150日以上であり、技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアして

おります。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は既にヒサカキが作付られて

おります。本案件は、既に義務者が耕作している農地について、自身が経営している農地所有適格法人に使用貸借にて貸し付ける申請です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当して

おらず、また農地所有適格法人の要件も満たして

○岩品会長

おりますので、本案件は何ら問題ないと思われま

○保谷委員

議案第1号9番、農地法第3条申請に係る、私の担当する地区について、調査結果を報告します。

申請地について、位置は八街市役所より南に約3.5キロメートルに位置し、境界は石杭にて確保されております。現況は営農型太陽光発電設備が設置されております。サカキが植え付けられております。進入路は八街市道より確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、耕運機3台、トラック2台、運搬車1台等です。労働力は役員が2名で、年間農作業従事日数は2名が150日以上であり、技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他の参考となる事項として、営農計画はサカキが植え付けられております。

本案件は、既に義務者が耕作している農地について、自身が経営している農地所有適格法人に使用貸借にて貸し付ける申請です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

それでは、小川委員、次にお願いします。

○小川委員

では、議案第1号9番の調査報告をいたします。

この案件につきましては、昨年11月だと思いましたが、営農型太陽光発電設備用地の継続申請ということで、ここで発表して、皆さんの許可を得ている案件でございます。ご覧のように、義務者と権利者は同一人物で、個人名から法人に変えるということで、法律上の手順を踏んで、この申請になったものでございます。

私の担当地区の場所は、二州小学校から北西に約500メートルということで、昨年の発表から特段変わるところは何一つございませんし、特に問題となる点もございませんので、以上で発表を終わらせていただきます。

○岩品会長

それでは、次に古市委員、調査報告をお願いします。

○古市委員

議案第1号9番、農地法第3条申請に係る、私の担当する地区について、調査結果を報告いたします。

本案件は、既に義務者が耕作している農地について、自身が経営している農地所有適格法人に使用貸借にて貸し付ける申請です。

申請地は2か所、6筆で、位置は市立二州小学校より西へ約1.2キロメートル、西北西へ約1.5キロメートル、境界は石杭にて確定しており、八街市道にて進入路は確保されております。現況は、背丈30から50センチメートル程度のサカキが作付されております。

農地所有適格法人としての要件についてですが、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター1台、耕運機3台、トラック2台、運搬車1台などです。労働力は役員2名で、年間農作業従事日数は2名が150日以上であり、技術力についても問題なく、面積要件についても下限面積をクリアしております。

また、過去3年間において、農業規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画はサカキの栽培を継続します。

以上の内容から、権利者及び構成員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しておらず、また農地所有適格法人の要件も満たしておりますので、問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案1号2番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案1号3番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案1号9番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可することに決定します。

ここで、板倉委員、入室してください。

(板倉委員 入室)

○岩品会長

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字谷上地先、地目、山林現況畑、面積358平方メートルのうち0.32平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,211平方メートルのうち0.58平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、自らが耕作を継続しながら、併せて農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第2号1番、農地法第4条の規定による許可申請について、報告いたします。

まず、立地基準ですが、当申請地は朝陽小学校から東へ約600メートルに位置し、市道から申請者の敷地を経て進入路は確保されています。農地区分は、集団的に存在するおおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地ですので、事務指針26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断し、第1種農地の場合の事務指針30ページ、②の㉕による例外に該当すると判断いたします。

次に、一般基準ですが、当申請は平成29年12月26日に許可されたものを継続するものです。また、隣接地の営農に支障なく設置されているのを確認しました。

営農計画ですが、既にサカキが作付されており、知人にアドバイスを受けながら、生産、販売をしていくとのこと。また、申請者は今回、第4条の規定による許可申請の提出日を忘

れ、提出が遅れたことについて深く反省しており、このことについて始末書が添付されております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

この案件につきまして、太田主査より追加報告があるそうですので、よろしく申し上げます。

○太田主査

それでは、ただいま小山委員の調査報告のとおり、立地基準、一般基準ともに何ら問題ありませんが、事務局により毎年の営農報告を調査したところ、当初許可より一度も8割に達していないことから、1年間の条件付き許可相当で、その旨、意見に付することが妥当ではないかと思われまます。

以上です。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可期間1年の条件を付けて許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積279平方メートル。区分、売買。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、県外に居住しているが、両親が高齢で心配なため、両親の居宅に近い当該申請地に専用住宅を建築し永住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積5.88平方メートル。区分、贈与。転用目的、通路用地。転用事由、所有している山林は赤道に接しているが、幅員が狭く軽トラックも容易に入れないため、隣接した当該申請地を通路用地として、山林を管理するために利用し

たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、番号4は同様の内容となりますので、一括してご説明いたします。

番号3、所在、八街字鳴沢台地先、地目、畑、面積516平方メートルのうち0.35平方メートル。

番号4、所在、地目、同じく、面積510平方メートルのうち0.36平方メートル。

区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号5、所在、八街字松ヶ丘地先、地目、畑、面積2,206平方メートルのうち281.04平方メートル。区分、賃貸借。転用目的、駐車場（17台）及び通路用地。転用事由、現在、電気工事業を営んでいるが、事業規模拡大により手狭なため、既存施設に隣接している当該申請地を駐車場及び通路として整備し利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号6、所在、勢田字脇地先、地目、畑、面積355平方メートル。区分、使用貸借。転用目的、専用住宅及び物置用地。転用事由、現在、八街市外の借家に居住しているが、実家の隣地であり父親が所有している当該申請地に専用住宅と物置を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号7、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積6,011平方メートルのうち2,240.11平方メートル。区分、一時転用。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、運送業を営み、主に建築資材の運搬業務を行っているが、建築資材の量が一時的に増加し手狭なため、既存施設に隣接する当該申請地を一時的に資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号8、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積990平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,492平方メートル。区分、売買。転用目的、車輛置場用地。転用事由、現在、申請地近隣で主に自動車部品の輸出業を営んでいるが、既存の事業地が手狭なため、当該申請地を車輛置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます

続いて、番号9、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積84平方メートルのうち0.036平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積519平方メートルのうち0.335平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地域内にある農地及び農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断され

ます。

番号10、所在、山田台字山田台地先、地目、畑、面積988平方メートルのうち0.32平方メートル。区分、一時転用。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。最初に、議案第3号1番について、京増委員、調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第3号1番について、調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より北に約2.1キロメートルに位置しており、八街市道までの進入路を敷地延長により確保する計画となっております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は279平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われれます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、埋立て等は行わず、整地のみとし、現地盤で既にブロック積みがあり、土砂等の流出はなく、用水は個別井戸、雨水は浸透枳、汚水、雑排水は浄化槽を通し、市排水管に接続する計画となっておりますので、支障はないものと思われれます。隣接農地は義務者所有の農地であり、事業計画も了承しているとのこと。また、申請地は土地改良受益地ではありません。防災面ですが、通勤通学時間帯には資材搬入等は行わない計画であります。権利者は現在、県外に居住しておりますが、高齢になった両親が心配等の理由もあり、申請地に専用住宅を建築したい必要性も認められると判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号2番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第3号2番について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北方向に約550メートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請権利者は申請地隣接の山林を所有しており、山林は赤道に接していますが、軽トラックも容易に入れず、雑草等の管理ができないので、申請地を譲り受け、近隣の方々に迷惑をかけないための申請です。本案件に金銭のやり取りはありません。申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号3番、4番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、ご報告します。

なお、3番と4番は義務者が同一のことから、一括の報告とさせていただきます。

申請地は、JR榎戸駅から南東へ約500メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたします。

当申請は、営農型太陽光発電設備用地ということで、耕作地の上空に設置するための支柱部分の一時転用の更新ということです。なお、権利者と義務者と耕作者は異なることから、念書により、お互いの責任について、確約を交わされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作者が継続されながら行う事業であり、3番、4番の一時転用更新は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号5番について、師岡委員、調査報告をお願いします。

○師岡委員

議案第3号5番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約4キロメートルに位置し、市道から既存施設を経て進入路は確保されています。農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当することを確認いたしました。しかし、権利者は申請地隣接において、大規模な事業所を展開しており、事務指針30ページ、②の㊸(オ)既存施設の拡張に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場及び通路ということですが、申請面積は281.04平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等、支障となるものはありません。事業計画ですが、駐車場は砕石による整地を行い、周囲はブロック積みにし、汚水、雑排水の放流はなし、雨水は区域内での自然浸透ができます。通路は権利者及び近隣土地所有者の進入路とし、現状のまま使用するというこ

もあり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号6番について、中村宏之委員、調査報告をお願いします。

○中村宏之委員

議案第3号6番、農地法第5条申請に係る調査結果について、報告いたします。

この申請は、権利者が実家の隣地に専用住宅及び物置を建設し、居住することを目的とした申請です。

初めに、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西方向へ約5キロメートルの勢田地区にあり、市道に面しております。近隣に農地と住宅が見受けられる地域に所在します。今回の申請対象地の農地区分は、事務指針29ページ、⑤の(b)農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地に該当すると判断されます。現況は、草刈りがされていますが、不耕作地となっております。

次に、一般基準ですが、申請の目的は専用住宅及び物置を建築し、居住することであり、許可後は申請の目的に沿った土地利用がされるものと判断されます。なお、事業資金につきましては銀行の融資となっております。また、申請地には小作関係その他、権利移転について支障となるものはありません。

土地の造成計画は、切土、盛土を行い、土留め工事をして、隣接地への土砂流出を防止し、他所からの土の搬入はしない計画となっております。周辺農地への影響については、周囲に農業用排水施設等はなく、隣接地への土砂流出防止工事により被害防除が行われます。住宅の用水は井戸水を利用し、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置して、道路側溝に接続されます。したがって、周辺農地への影響は想定されないものと思われま

す。今回の転用面積は355平方メートルであり、一般専用住宅の許可基準上限のおおむね500平方メートルの範囲内となっております。なお、申請地は土地改良事業の受益地ではありません。

これらのことから、本件申請については、立地基準、一般基準とも問題はないものと判断されます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

議案第3号7番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より南に約4キロメートルに位置し、国道409号線に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の26ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断しました。この案件については、第1

種農地の場合の事務指針30ページ、②の⑥による例外に該当するものと思われます。

次に、一般基準ですが、本申請は、現在、運送業を営み、主に建築資材の運搬業務を行っているが、建築資材の量が一時的に増加し手狭なため、既存施設に隣接する当該申請地を一時的に資材置場として利用するものです。申請に係る農地は、一時使用の賃貸借を締結する予定です。また、一体として利用する隣接地の既存施設については、以前から建物賃貸借済みです。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地は埋立てはせずに整地をし、転圧をかけ、上に鉄板を敷いての使用となっております。防災計画については、施工中は周辺に迷惑がかからないように十分留意し、工事を行います。施工後は、既存施設で利用している総合警備保障を利用し、防災に対応します。雨水については自然浸透、排水、汚水、雑排水はありません。資材置場として使用し、建物等は建築しないため、周辺農地への日照、通風への影響はありません。なお、隣接所有者にも説明がなされており、了承しているとのこと。権利者は、許可後、速やかに事業を行うものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号8番、9番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

議案第3号8番について、調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南へ約8.5キロメートルに位置し、県道岩富山田台線に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は近隣で主に自動車部品の輸出業を営んでいますが、既存の事業地が手狭なため、当該申請地を車輛置場として利用したいというものです。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、隣接地に対する被害防除計画は、周囲にはブロックを設け、土砂の流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内に浸透させることになっておりますので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。なお、事業計画について、近隣所有者に確認したところ、確かに説明を受け、了承しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、併せて許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第3号9番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査結果を報告いたします。

立地基準についてですが、申請地は市役所より南に約9キロメートルに位置し、八街市道か

らの進入路は確保されております。農地区分としては、農振農用地です。申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であり、事務指針26ページ、②の㉓に該当するため、第1種農地と判断されます。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉔による例外に該当すると判断いたしました。また、農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の㉕による例外に該当すると判断いたしました。

申請者の転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、地上権に基づき、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというもので、平成30年2月27日付けの許可を継続するものであります。本案件は支柱部分の一時転用であり、耕作物はヒサカキです。

現況は、手入れがされておりますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号10番について、板倉委員、調査報告をお願いします。

○板倉委員

議案第3号10番について、調査報告をいたします。

立地基準ですが、市立二州小学校より西へ1.2キロメートルに位置しており、市道により進入路は確保されております。用地は農振農用地であり、申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページの①の㉕による例外に該当すると思われます。

営農型太陽光発電設備用地であり、令和3年3月15日を機に、一時転用を継続申請するものであります。農地の所有者が耕作しながら、地上権に基づき、営農型太陽光発電事業を行い、これからも安定した収入を得たいとのこと。ダイカンドラからヒサカキに作付されており、栽培に関してはコンサルタント会社がついており、販売面も確保されているようです。また、それぞれに誓約書、確約書、念書等が交わされており、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ、保谷委員。

○保谷委員

事務局に確認したいんですけど、議案第3号3番、第2種農地という発表がありましたけれども、営農型太陽光発電、あえてこれをやるんですか。

○岩品会長

どうぞ、太田主査。

○太田主査

そうですね、あえてというより、今回は更新になりますけれども、もともと第2種農地のところで営農型太陽光を行ったということで、今回は2回目の更新です。許可は今回で3回目の

許可を迎えるということです。よろしいでしょうか。

○保谷委員

私が聞きたいのは、何というかな、営農型じゃなくても本当はいいわけでしょう。

○太田主査

はい。おっしゃるとおりです。営農型でなくても恒久転用の太陽光が設置できる場所ではありますけれども、設置者が営農型太陽光を選んだということになります。

○岩品会長

よろしいですか。ほかにございますか。

どうぞ、藤崎委員。

○藤崎委員

ちょっと確認したいんですけど、ヒサカキを作っている会社、ダイカンドラから変えましたよね、あれというのはたしか条件付きで1年という話もあったような気がしたんですけど、3年になるか、1年になるか、ちょっと確認だけお願いします。

○岩品会長

太田主査、お願いします。

○太田主査

今回の案件箇所に関しましては、全て8割以上に達しておりますので、3年の許可になると思われま。

○藤崎委員

収入が普通作物に対する8割を超えていれば3年継続でオーケーなんですけど、前のダイカンドラのとときに8割を超えていなかったものに対しては、ヒサカキになっても1年という考えでいいのか。ダイカンドラのとときに8割の収入が達成できなかったものをヒサカキに替えた場合、それは1年の条件付きという考えでよろしいですか。

○太田主査

おっしゃるとおりで、ダイカンドラのとときに8割に達していないものは、ヒサカキに替わったとしても1年ごとの更新になろうかと思いま。

○岩品会長

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決しま。

最初に、議案第3号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定しま。

次に、議案第3号2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号3番、4番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番、4番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号8番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号10番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は許可相当で決定します。

会議中ですが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時23分

○岩品会長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち4番から8番及び議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、議案第1号の4番から8番につきましては先ほど齋藤より説明したとおりでございますので、私からは、10ページをご覧いただきたいと思っております。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてをご説明させていただきます。

番号1から番号3は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、砂字下新堤地先、地目、田、面積1,471平方メートル。

番号2、所在、地目、同じく、面積23平方メートル。

番号3、所在、地目、同じく、面積733平方メートル。

目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋立を行うというものです。なお、工事の期間は令和3年2月15日から令和3年5月14日までです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当地区の石井委員、調査報告をお願いします。

○石井委員

それでは、議案第1号4番から8番の農地法第3条申請に係る調査内容について、ご報告いたします。

申請地について、位置は八街駅より南西方向へ約5.5キロメートルにあり、小谷流の里に隣接しております。境界は権利者が隣接地も持っており、問題ありません。現況は雑草が生えていますが、草刈りをしてあります。進入路は確保されております。

農地所有適格法人としての要件についてでございますけれども、申請者は株式会社で、農産物の生産を行っております。構成員要件、議決要件及び役員要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて、ご報告いたします。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、軽トラックが2台、それから耕運機が2台、それから草刈り機が3台です。労働力は役員が3名で、年間農作業従事日数は3名が150日以上であり、技術力についても特段問題ないこと、また面積要件についても下限面積をクリアしております。

その他、参考となる事項でございますけれども、営農計画は牧草を作付する予定であり、通行距離は会社から申請地まで約1キロメートル、車で約5分です。作付作物は牧草を計画しているため、同日付で軽微な農地改良事業適合証明願が提出されており、簡易な土盛りを行い、畑として利用する計画となっております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地

法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておらず、また農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、本案件は問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

どうぞ、藤崎委員。

○藤崎委員

11ページの3番の733平方メートルのところに義務者の持分が420分の56とあるんですけど、420分の幾つの説明を、ちょっとお願いします。

○岩品会長

齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

420分のというのは、まずこちらの所在地につきましては、もともと3名の共有名義で、それぞれ子供、孫へと相続されていくうちに持分が複雑になっており、分かりやすくするために、通分して、420という大きな分母になっております。

○藤崎委員

分かりました。

○齋藤主査

すみません。権利が分かれておりまして。

○岩品会長

どうぞ、山本重文委員。

○山本重文委員

すみません、その件なんです、先ほどの説明の中の全部を足しても420にならないと思うんです。追えない部分というのは残っているのか、どういう扱いになるんでしょうか。

○岩品会長

齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

こちらは先ほどの第3条の方の説明のときのものなんです、まず権利としては、お一方の権利を持っている方が子どものいない状態で、実際は3分の2の中で分かれております。その3分の1につきましては、今後、権利者の方で弁護士等と話をしていきまして、相続人不存在ということで手続を行っていくということで報告を受けております。

○岩品会長

よろしいですか。ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号4番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第1号5番から8番を許可すること及び議案第4号1番から3番を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第1号5番から8番を許可すること及び議案第4号1番から3番を交付することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

議案書12ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和3年1月19日付けで八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、吉倉字スガキ、根古谷字きじた、内ノ台、沢ノ台及び後沢、岡田字内ノ台、堀込、湯石道、宮前、北ノ台及び学養、地目、畑及び山林現況畑、面積1,158平方メートルほか24筆、計25筆の合計面積1万8,529平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は10年、新規です。

番号2、所在、岡田字居下、地目、田、面積1,480平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,554平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号3、所在、根古谷字橋本、町田及び丸ノ内、地目、田、面積933平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積1万45平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は6年、再設定です。

番号4、所在、根古谷字町田、地目、田、面積3,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号5、所在、八街字笹引、地目、畑、面積3,383平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,613平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、八街字畑ノ井、地目、畑、面積1万3,186平方メートルのうち1万2,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から6の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号1番から6番を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番から6番は承認することに決定します。

次に、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

それでは、議案の説明に入る前に、一部訂正をお願いいたします。

議案書、第6号の1行目、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）ですが、今回は議案に諮るところが別段面積のことなので、下限面積のところは削除していただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案書15ページをご覧ください。議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について、ご説明いたします。

本案件につきましては、農林水産省経営局長通知の農業委員会の適正な事務実施についてにおいて、別段面積を定めている、いないにかかわらず、毎年1度、総会または部会等で下限面積が適正であるか、確認することとされております。現在、八街市において、耕作の事業に供すべき農地の別段面積を定めていないことから、農地法第3条第2項第5号の権利を取得しようとする者またはその世帯等が取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作または事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも北海道では2ヘクタール、都道府県では50アールに基づき、下限面積を50アール以上としております。

なお、参考として、県内市町村の下限面積設定状況についてですが、浦安市を除く53市町村中15市7町で設定を行っております。設定している市については、主に中山間部の農地や市街地であると考えております。なお、印旛管内で設定している市町はありません。

以上のことも踏まえ、市内の平均的な経営規模が約200アールであることから、経営面積があまり低いと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されます。ただ、以前、役員会にお諮りしたところ、施設園芸であれば5,000平方メートルであっても営農が可能となる場合もあるので、その都度、担当班長と協議し、面積を下げることを検討するとのことでした。

その旨、令和3年1月に開催された八街市農業委員会協議会運営委員会会議にお諮りしたところ、原則、下限面積の設定は行わず、農地法で規定されている50アールを下限面積で承認

されました。

現在、八街市において耕作の事業に供すべき農地の別段面積を定めていないことから、原則、下限面積の設定は行わず、農地法で規定されている50アールを下限面積としてよろしいか、お諮りいたします。

以上でございます。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。この件について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。齋藤主査、お願いします。

○齋藤主査

議案書16ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引、地目、畑、面積9,813平方メートルのうち2,700平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和2年12月25日です。

番号2、所在、八街字笹引、地目、畑、面積4,769平方メートルのうち910平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに令和2年12月25日です。

以上です。

○岩品会長

続いて、太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは続きまして、17ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字南中道地先、地目、畑、面積6,096平方メートルのうち171.5平方メートル。目的、作業スペース用地。事業内容、八街市建設部下水道課による公共下水道汚水枝線整備工事に伴う作業スペースとして、一時的に利用するというものです。なお、一時転用の期間は令和3年2月5日から令和3年3月31日までです。

番号2から番号4は同一事業ですので、一括してご説明いたします。

番号2、所在、上砂字北ノ前地先、地目、田、面積502平方メートルのうち147.42平方メートル。

番号3、所在、地目、同じく、面積185平方メートル。

番号4、所在、地目、同じく、面積1,530平方メートルのうち111.79平方メートル。

目的、作業スペース用地。事業内容、八街市建設部道路河川課による流末排水路整備工事に伴う作業スペースとして、一時的に利用するというものです。なお、一時転用の期間は令和2年12月18日から令和3年5月31日までです。

続きまして、18ページをご覧ください。報告第3号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字四番野地先、地目、畑、面積3,918平方メートルのうち121平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。事業内容、八街市建設部道路河川課による雨水調整池整備工事で発生する土砂を利用し、農地造成を行うというものです。なお、工事期間は令和3年1月22日から令和3年3月25日までです。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号は報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。どうもご苦労さまでした。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。（午後4時44分）

議事録署名人

議 長

5 番

6 番